



使ってみよう

マイナ保険証



国の法改正により健康保険証は、12/2(月)から発行されなくなります。これまでの健康保険証は廃止されマイナ保険証を基本とする仕組みに移行。マイナンバーカードを取得していない方や保険証利用の登録をしていない方は、さまざまなメリットが受けられる、便利なマイナ保険証を使ってみましょう。

☎ 医療保険課 ☎ 892-0121

マイナ保険証とは



健康保険証として利用の登録をしているマイナンバーカードのことです。(医療機関・薬局で利用の際は顔認証または暗証番号を入力することで、これまでよりも正確な本人確認や過去の医療情報の提供に関する同意取得等を行うことができます。)

マイナ保険証を利用する3つのメリット

メリット!

1 より良い医療が受診可能に

情報提供に同意することで、医師が過去に処方された薬等の情報を確認できるようになり、より正確なデータに基づいた適切な医療を受けられるようになります。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。



Point!

お薬手帳の持参が不要!

メリット!

2 医療費控除申請が簡単に

医療費控除を受けるための確定申告で、領収書を提出する必要がなくなり、簡単に申請できるようになります。

メリット!

3 高額な窓口負担が手続きなしで軽減

医療費が高額になったとき、限度額適用認定証を提示しなくても、自己負担限度額以上の支払いが不要になります。

マイナンバーカードを持ち歩くのが不安

万が一紛失しても、顔認証または暗証番号が設定されているので、第三者は利用できません。一時利用停止もできます。



マイナ保険証の医療機関や薬局での使い方

1 受付

マイナンバーカードをカードリーダーに置く。

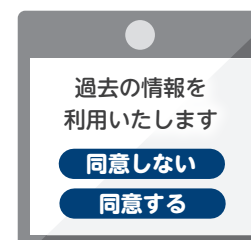
2 本人確認

顔認証または暗証番号の入力により本人確認を行う。



3 同意の確認

過去の診察、服薬、健診情報を診察室等で共有することについて、同意の確認をする。



同意すると、より自分に合った医療を受けやすくなります。

受付完了!



利用登録はお済みですか?

マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない方は、医療機関に設置されている受付用のカードリーダーで登録することができますが、事前にマイナポータル等で利用登録を済ませておくと、受付がスムーズに進みます。市役所のマイナ保険証担当窓口でもサポートを行っています。



登録方法詳細

マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードの申請方法は次の中から選択できます。必要な書類等、詳細はHPをご覧ください。

- ① スマートフォンやパソコンからオンライン申請
- ② 郵送で申請
- ③ まちなかの証明写真機で申請
- ④ 市民課の窓口で申請



HP

よくある質問

詳細は、加入している健康保険へお問い合わせください。

Q. マイナンバーカードを持っていない場合はどうなるの?

A マイナンバーカードを取得していない方や、健康保険証利用の登録をしていない方には、加入している健康保険から「資格確認書」が交付されます。「資格確認書」があれば、これまで通り受診できます。

Q. どの病院や薬局でも使えるの?

A 医療機関や薬局にシステム導入が原則として義務付けられており、順次導入を進めています。ステッカーやポスターの掲載がある医療機関・薬局でご利用いただけます。



Q. 12/2(月)に保険証が廃止されたら、今持っている保険証は使えなくなるの?

A 12/2以降、保険証の新規発行は廃止となりますが、発行済みの保険証は券面に記載の有効期限まで使用できます。